## 生産性向上の取組についての適用可否 (地域間幹線系統確保維持計画9. 関連)

平成29年6月12日付けで国土交通省自動車局旅客課から通知された「地域間幹線系統バス「生産性向上の取組」の進め方等について」において、検討にあたって求められている内容に対し、本委員会として資料を整理。

- (1) 取組の検討にあたって以下の A) ~ D) について求められている。
  - A) 全ての系統について、少なくとも通達別添「路線バスの生産性向上の取組事例」で示した全 ての取組事例と同様の取組について検討。
  - B) 輸送量が補助要件下限(15 人/日)に近い系統(過去3年間で1回でも実績輸送量が 15 人/日未満となった系統、又は平均乗車密度が5人未満の系統等)は、代替輸送手段への見直し等を検討。(バス系統として維持する必要がある場合は、その個別具体的な理由を整理。)
  - C) 自治体が回数券等の購入を行っている系統のうち、実際の乗車人数が下限(15人/日)を下回る系統は、代替輸送手段への見直し等を検討。(バス系統として維持する必要がある場合は、その個別具体的な理由を整理。)
  - D) 上記 A) ~D) の検討に限らず、地域の状況に応じた取組を積極的に検討。

これを踏まえ、補助対象路線ごとに以下の内容について整理。

- ・ 「路線バスの生産性向上の取組事例」(事例1~4)の適用の可否と適用できない場合の理由
- ・ 輸送量が補助要件下限に近い系統について、代替手段へ見直さず、バス系統として維持する必要がある理由
- (2) 取組の効果目標として、増収額、費用削減額、収支改善率等の数値目標を設定することを求められている。それに対し、本委員会の計画において掲げる「輸送人員の維持または増加」等の目標の妥当性の根拠として、以下のデータを整理。
  - 各路線の輸送人員の推移
  - ・沿線市町村の人口推移(人口の減少は、利用者数に一定の影響を与えるため)